

參照文

- | | | | |
|----------------------------|-----------------|-------------|-----|
| 国家公務員退職手当法 | (昭和二十八年八月八日) | (法律第一百八十二号) | (抄) |
| 漁船損害等補償法 | (昭和二十七年三月三十一日) | (法律第二百五十五号) | (抄) |
| 国家公務員退職手当法施行令 | (昭和二十八年八月二十五日) | (政令第二百五十五号) | (抄) |
| 商工会議所法 | (昭和二十八年八月一日) | (法律第一百四十三号) | (抄) |
| 土地改良法 | (昭和二十四年六月六日) | (法律第一百九十五号) | (抄) |
| 中小企業等協同組合法 | (昭和二十四年六月一日) | (法律第一百八十一号) | (抄) |
| 商工会法 | (昭和三十五年五月二十日) | (法律第八十九号) | (抄) |
| 消防法 | (昭和二十三年七月二十四日) | (法律第一百八十六号) | (抄) |
| 高圧ガス保安法 | (昭和二十六年六月七日) | (法律第二百四号) | (抄) |
| 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律 | (昭和三十一年五月二十一日) | (法律第一百七号) | (抄) |
| 漁業災害補償法 | (昭和三十九年七月八日) | (法律第一百五十八号) | (抄) |
| 道路運送車両法 | (昭和二十六年六月一日) | (法律第一百八十五号) | (抄) |
| 船舶安全法 | (昭和八年三月十五日) | (法律第十一号) | (抄) |
| 自動車安全運転センター法 | (昭和五十年七月十日) | (法律第五十七号) | (抄) |
| 関西国際空港株式会社法 | (昭和五十九年六月三十日) | (法律第五十三号) | (抄) |
| 日本電信電話株式会社等に関する法律 | (昭和五十九年十二月二十五日) | (法律第八十五号) | (抄) |
| 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 | (昭和六十一年十二月四日) | (法律第八十八号) | (抄) |
| 日本銀行法 | (平成九年六月十八日) | (法律第八十九号) | (抄) |
| 弁理士法 | (平成十二年四月二十六日) | (法律第四十九号) | (抄) |
| 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 | (平成十二年六月七日) | (法律第一百十七号) | (抄) |
| 東京地下鉄株式会社法 | (平成十四年十二月十八日) | (法律第一百八十八号) | (抄) |
| 日本環境安全事業株式会社法 | (平成十五年五月十六日) | (法律第四十四号) | (抄) |
| 成田国際空港株式会社法 | (平成十五年七月十八日) | (法律第一百二十四号) | (抄) |
| 高速道路株式会社法 | (平成十六年六月九日) | (法律第九十九号) | (抄) |
| 日本アルコール産業株式会社法 | (平成十七年四月二十日) | (法律第三十二号) | (抄) |
| 日本郵政株式会社法 | (平成十七年十月二十一日) | (法律第九十八号) | (抄) |
| 郵便事業株式会社法 | (平成十七年十月二十一日) | (法律第九十九号) | (抄) |

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

郵便局株式会社法（平成十七年十月二十一日）（法律第百号）（抄）
株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年五月二十五日）（法律第五十七号）（抄）
株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年六月一日）（法律第七十四号）（抄）
株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年六月十三日）（法律第八十五号）（抄）
電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年五月三十一日）（法律第五十四号）（抄）
國家公務員共済組合法（昭和三十三年五月一日）（法律第二百二十八号）（抄）
國家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年六月三十日）（政令第二百七号）（抄）
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年九月八日）（法律第二百五十二号）（抄）
地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年九月八日）（政令第三百五十二号）（抄）
國家公務員法（昭和二十二年十月二十一日）（法律第二百二十号）（抄）
職員の退職管理に関する政令（平成二十年十二月二十五日）（政令第三百八十九号）（抄）

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年八月八日）（法律第百八十二号）

（公庫等職員として在職した後引き続いて職員となつた者の在職期間の計算）

第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人（特定独立行政法人を除く。）でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の前条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前二項の場合における公庫等職員としての在職期間の計算については、前条（第五項を除く。）の規定を準用するほか、政令で定める。

4 第六条の四第一項の政令で定める法人その他の団体に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となつた場合におけるその者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかつたものとみなす。ただし、政令で定める場合においては、この限りでない。

（独立行政法人等役員として在職した後引き続いて職員となつた者の在職期間の計算）

第八条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「独立行政法人等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「独立行政法人等役員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 独立行政法人等役員が、独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前二項の場合における独立行政法人等役員としての在職期間の計算については、第七条（第五項を除く。）の規定を準用するほか、政令で定める。

○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年八月二十五日）（政令第二百十五号）

（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）

第九条の二 法第七条の二第一項に規定する法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第一百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団（同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下この号において「旧都市基盤整備公団法」という。）附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団並びに旧都市基盤整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団を含む。）

二 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団

三 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構（以下「旧緑資源機構」という。）（森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧農地開発機械公団、農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第七十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧八郎潟新農村建設事業団、農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団、森林開発公団法の一部を改正する法律附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第二百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団を含む。）

四 旧日本鉄道建設公団（旧日本国有鉄道清算事業団を含む。）及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団（国内旅客船公団法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十三号）附則第二条の規定により特定船舶整備公団となつた旧国内旅客船公団、特定船舶整備公団法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百四十九号）附則第二項の規定により船舶整備公団となつた旧特定船舶整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十七号）による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法（昭和五十三年法律第二百三号）第一条の特定船舶製造業安定事業協会並びに運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧造船業基盤整備事業協会を含む。）

五 首都高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧首都高速道路公団を含む。）

六 独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所（日本原子力船開発事業団法の一部を

改正する法律（昭和五十五年法律第九十二号）附則第二条第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となつた旧日本原子力船開発事業団及び日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構（同法附則第十条の規定による廃止前の核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧原子燃料公社及び原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）附則第二条の規定により核燃料サイクル開発機構となつた旧動力炉・核燃料開発事業団を含む。）

七 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団

八 独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第百七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会（日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）

九 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧アジア経済研究所を含む。）

ギー・産業技術総合開発機構（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）附則第七条第一項の規定により解散した旧石炭鉱業合理化事業団、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号）附則第四条の規定により新エネルギー・産業技術総合開発機構となつた旧新エネルギー総合開発機構、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第五十一号）附則第二条の規定により石炭鉱害事業団となつた旧鉱害基金及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）

十 株式会社日本政策金融公庫（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本輸出入銀行、同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外経済協力基金、国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十六号）附則第二条の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫並びに株式会社日本政策金融公庫法附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫（以下「旧国民生活金融公庫」という。）、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫（以下「旧農林漁業金融公庫」という。）、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫（以下「旧中小企業金融公庫」という。）及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行（以下「旧国際協力銀行」という。）を含む。）

十一 株式会社日本政策投資銀行（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本開発銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧北海道東北開発公庫並びに株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行を含む。）

十二 独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第一百六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所

十三 独立行政法人科学技術振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団（新技術開発事業団法の一部を改正する法律附則第二条の規定により新技术事業団となつた旧新技术開発事業団及び独立行政法人科学技術振興機構法附則第六条の規定による廃止前

の科学技術振興事業団法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団並びに同法附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センターを含む。)

十四 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧農畜産業振興事業団（同法附則第九条の規定による廃止前の農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号。以下この号において「旧農畜産業振興事業団法」という。）附則第十五条の規定による廃止前の蚕糸砂糖類価格安定事業団法（昭和五十六年法律第四十四号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本蚕糸事業団及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧糖価安定事業団並びに旧農畜産業振興事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧畜産振興事業団及び旧農畜産業振興事業団法附則第七条第一項の規定により解散した旧蚕糸砂糖類価格安定事業団を含む。）

及び独立行政法人農畜産業振興機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧畜産振興機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧野菜供給安定基金。

十五 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧勤労者退職金共済機構（中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三十八号）附則第五条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合並びに中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第六十八号）附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企业退職金共済事業団及び同法附則第六条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合を含む。）

十六 独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会（日本観光協会法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第十五号）附則第二条第一項の規定により国際観光振興会となつた旧日本観光協会を含む。）

十七 旧日本てん菜振興会の解散に関する法律（昭和四十八年法律第三十三号）第一項の規定により解散した旧日本てん菜振興会。

十八 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構（同法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号。以下この号において「旧雇用・能力開発機構法」という。）附則第十二条の規定による廃止前の雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）附則第十条第一項の規定により解散した旧炭鉱離職者援護会及び旧雇用・能力開発機構法附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）

十九 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金（同法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）

二十 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条第十二号の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号。第八十九号において「旧日本郵政公社法施行法」という。）第六条第一項の規定により解散した旧簡易保険福祉事業団（簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第二十八条第一項の規定により簡易保険福祉事業団となつた旧簡易保険郵便年金福祉事業団を含む。）

二十一 阪神高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧阪神高速道路公団を含む。）

二十二 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団（水資源開発公团法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧愛知用水公団を含む。）

二十三 独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）附則第一条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団（同法附則第

五条の規定による廃止前の国際協力事業団法（昭和四十九年法律第六十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧海外技術協力事業団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外移住事業団を含む。）

二十四 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）以下この号において「廃止法」という。）附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団（廃止法第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号。以下この号において「旧中小企業総合事業団法」という。）附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（平成十五年法律第五十三号。以下この号において「旧中小企業事業団法」という。）附則第十六条の規定による廃止前の中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）附則第八条第一項の規定により解散した旧日本中小企業指導センター、中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）附則第四条第一項の規定により中小企業共済事業団となつた旧中小企業共済事業団、旧中小企業事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧中小企業共済事業団及び旧中小企業事業団法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業倒産防止共済法（昭和四十二年法律第八十四号）附則第四条第一項の規定により改正前の纖維工業構造改善臨時措置法（昭和六年法律第二十七号）による改正前の中小規模企業共済事業団、旧中小企業事業団法附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業信用保険公庫、旧中小企業総合事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団を含む。）及び廃止法附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金（特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十三号）による改正前の特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号）第十三条の特定不況産業信用基金 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）附則第七条第五項の規定により解散した旧特定産業信用基金及び産業構造転換円滑化臨時措置法（平成八年法律第四十九号）による廃止前の産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）附則第四条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の産業基盤信用基金を含む。）並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団（産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第七十四号）附則第二条第一項の規定により工農業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第六十九号）附則第二条の規定により地域振興整備公団となつた旧工農業再配置・産炭地域振興公団を含む。）

二十五 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構（同法附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二条）附則第二条第一項の規定により解散した旧農業機械化研究所を含む。）

二十六 石油公団法及び金属鉱物探鉱促進事業団法（平成十四年法律第九十三号）附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団（金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第二十五号）附則第二条の規定により金属鉱業事業団となつた旧金属鉱物探鉱促進事業団を含む。）

二十七 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第一百二十八号）附則第三条第一項の規定により解散した旧農林漁業信用基金（同法附則第五条の規定による廃止前の農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧林業信用基

金及び同法附則第七条第三項の規定により解散した旧中央漁業信用基金並びに農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律
(平成十一年法律第六十九号) 附則第三条第四項の規定により解散した旧農業共済基金を含む。)

二十八 日本消防検定協会

二十九 国立教育会館の解散に関する法律(平成十一年法律第六十二号) 第一項の規定により解散した旧国立教育会館

三十 社会保障研究所の解散に関する法律(平成八年法律第四十号) 第一項の規定により解散した旧社会保障研究所

三十一 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号) 第七十七条第三十六号の規定による廃止前のオリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律(昭和五十五年法律第五十四号) 第一項の規定により解散した旧オリンピック記念青少年総合センター

三十二 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号) 附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会(公害健康被害補償法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第九十七号))による改正前の公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第百十一号) 第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。) 及び独立行政法人環境再生保全機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団(公害防止事業団法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十九号) 附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団を含む。)

三十三 独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第百六十三号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会(国立劇場法の一部を改正する法律(平成二年法律第六号) 附則第二条の規定により日本芸術文化振興会となつた旧国立劇場を含む。)

三十四 成田国際空港株式会社(成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第百二十四号) 附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。)

三十五 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号) 附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター(同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号) 附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法(昭和五十七年法律第六十三号) 附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校給食会及び旧日本学校安全会を含む。)

三十六 独立行政法人労働政策研究・研修機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本労働研究機構(日本労働協会法の一部を改正する法律(平成元年法律第三十九号) 附則第二条の規定により日本労働研究機構となつた旧日本労働協会を含む。)

三十七 独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第百五十九号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会

三十八 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧社会福祉・医療事業団(同法附則第六条の規定による廃止前の社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号) 附則第二条の規定により社会福祉・医療事業団となつた旧社会福祉事業振興会及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧医療金融公庫を含む。)

三十九 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧石油公団(石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第八十三号) 附則第二条の規定により石油公団となつた旧石油開発公団を含む。)

四十 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十八号) 第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の

解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団

四十一 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する

法律第一条の規定により解散した旧阪神外貿埠頭公団

四十二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団

四十三 国家公務員共済組合連合会（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第二十三条第一項の規定により

国家公務員共済組合連合会となつた旧国家公務員等共済組合連合会を含む。）

四十四 本州四国連絡高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧本州四国連絡橋公団（以下この号において「旧本州四国連絡橋公団」という。）の成立の際現に同項の規定により解散した旧日本道路公団の職員として在職する者が同法第三十七条の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）附則第十二条に規定する場合に該当することとなつた場合の同公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）

四十五 日本私立学校振興・共済事業団（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本私学振興財団を含む。）

四十六 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第一百四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会

四十七 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第一百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金

四十八 独立行政法人国民生活センター法附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センター

四十九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法附則第二条第一項の規定により解散した旧心身障害者福祉協会

五十 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第一百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧

海洋水産資源開発センター

五十一 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第一百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会

五十二 独立行政法人海洋研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センター

五十三 軽自動車検査協会

五十四 日本下水道事業団（下水道事業センター法の一部を改正する法律附則第二条の規定により日本下水道事業団となつた旧下水道事業センターを含む。）

五十五 独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第一百三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金

五十六 独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会

五十七 中央省庁等改革関係法施行法第千三百二十五条第一項の規定により解散した旧建設省共済組合

五十八 日本航空株式会社法を廃止する等の法律（昭和六十二年法律第九十二号。以下この号において「廃止法」という。）第一条の規定による廃止前の日本航空株式会社法（昭和二十八年法律第百五十四号）により設立された日本航空株式会社（廃止法の施行の日の前日までの間に

おけるものに限る。)

五十九 消防団員等公務災害補償等共済基金

六十 中小企業投資育成株式会社（消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十四号）第九条の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

六十一 日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律（昭和六十年法律第二十六号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の日本自動車ターミナル株式会社法（昭和四十年法律第七十五号）により設立された日本自動車ターミナル株式会社（廃止法の施行の日前までの間におけるものに限る。）

六十二 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）第一条第一項の規定により解散した旧こどもの国協会

六十三 企業年金連合会（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）附則第三十九条の規定により企業年金連合会となつた旧厚生年金基金連合会を含む。）

六十四 石炭鉱業年金基金

六十五 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百二十一号。以下この号において「整理合理化法」という。）第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）により設立された製品安全協会（整理合理化法附則第十条に規定する時までの間ににおけるものに限る。）

六十六 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第二百八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センタ

六十七 小型船舶検査機構

六十八 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構（公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）

六十九 高圧ガス保安協会

七十 独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第二百三十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧北方領土問題対策協会

七十一 自動車安全運転センター

七十二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百八十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧海上災害防止センター

七十三 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第十八号）による改正前の航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第六条の航空貨物通関情報処理セン

ター、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧通関情報処理センター及び電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法

（律第四十六号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人通関情報処理センター（以下「旧独立行政法人通関情報処理センター」という。）を含む。）

七十四 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構（通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十四号）による改正前の通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号）第一条の通信・放送衛星機構を含む。）

七十五 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法附則第十三条第一項の規定により解散した旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十二号）による改正前の医薬品副作用被害救済基金法（昭和五十四年法律第五十五号）第一条の医薬品副作用被害救済基金及び薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十七号）による改正前の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第一条の医薬品副作用被害救済・研究振興基金を含む。）

七十六 放送大学学園（放送大学学園法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園及び旧ナショナル教育開発センターを含む）
七十七 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成十五年法律第九十二号。以下この号において「改正法」という。）第三条の規定による廃止前の電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）により設立された電源開発株式会社（改正法第三条の規定の施行の日の前日までの間ににおけるものに限る。）

七十八 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）第一条の規定による廃止前の国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一号）により設立された国際電信電話株式会社（同条の規定の施行の日の前日までの間ににおけるものに限る。）

おじるせのに附る

七十九　日本商工会議所 八十一　地方職員共済組合

八十一 警察共濟組合

八十三 地方公務員災害補償基金

八十四 貿易研修センター法を廃止する等の法律（昭和六十一年法律第六十六号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の貿易研修センター法（昭和四十二年法律第二百三十四号）により設立された貿易研修センター（廃止法第二条に規定する時までの間ににおけるものに

限る。)

八十五 預金保險機構

八十七 危險物保安技術協會

八十八 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第二百六十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会（身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）による改正前の身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十条の身体障害者雇用促進協会を含む。）

八十九　旧日本郵政公社法施行法第四十条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）により設立された郵便貯金振興会（旧日本郵政公社法施行法附則第六条第一項に規定する時までの間におけるものに限る。）

九十　中央職業能力開発協会

九十一　地方公務員共済組合連合会

九十二　全国市町村職員共済組合連合会

九十三　関西国際空港株式会社

九十四　日本たばこ産業株式会社

九十五　日本電信電話株式会社

九十六　基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧基盤技術研究促進センター

九十七　北海道旅客鉄道株式会社

九十八　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号から第百三十一号までにおいて「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号。次号及び第百三十一号において「改正前旅客会社法」という。）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

九十九　改正前旅客会社法により設立された東海旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

百　改正前旅客会社法により設立された西日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

百一　四国旅客鉄道株式会社

百二　九州旅客鉄道株式会社

百三　日本貨物鉄道株式会社

百四　新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）第五条第一項の規定により解散した旧新幹線鉄道保有機構

百五　平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金

百六　社会保険診療報酬支払基金

百七　国民年金基金連合会

百八　公立学校共済組合

百九　日本中央競馬会

百十　東日本電信電話株式会社

百十一　西日本電信電話株式会社

百十二　原子力発電環境整備機構

- 百三十四 地方競馬全国協会

百三十五 国立大学法人

百三十六 大学共同利用機関法人

百三十七 日本環境安全事業株式会社

百三十八 東日本高速道路株式会社

百三十九 中日本高速道路株式会社

百四十 西日本高速道路株式会社

百二十一 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十九号。以下「平成十七年国立大学法人法改正法」という。）附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人富山大学、旧国立大学法人富山医科大学及び旧国立大学法人高岡短期大学

百二十二 平成十七年国立大学法人法改正法附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人筑波技術短期大学

百二十三 日本郵政株式会社

百二十四 日本司法支援センター

百二十五 旧青年の家及び旧少年自然の家

百二十六 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫

百二十七 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第四条の規定による改正前の独立行政法人国立特殊教育総合研究所（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百二十八 独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律による改正前の独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第百七十八号）第二条の独立行政法人国立博物館（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）及び旧文化財研究所（同日までの間におけるものを除く。）

百二十九 旧林木育種センター（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百三十 郵便事業株式会社

百三十一 郵便局株式会社

百三十二 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国立大学法人大阪外国語大学（以下「旧大阪外国语大学」という。）

百三十三 地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号。以下「旧地方公営企業等金融機構法」という。）附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫及び旧地方公営企業等金融機構法第一条の地方公営企業等金融機構を含む。）

- 百三十五 株式会社商工組合中央金庫
百三十六 全国健康保険協会
百三十七 農水産業協同組合貯金保険機構
百三十八 株式会社産業革新機構
百三十九 株式会社企業再生支援機構
百四十 旧国立国語研究所（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）
百四十一 日本年金機構

（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）

- 第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。
一 独立行政法人住宅金融支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫
二 旧農林漁業金融公庫
三 旧中小企業金融公庫
四 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団
五 独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所
六 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会
七 独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所
八 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧首都高速道路公団
九 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧阪神高速道路公団
十 地方競馬全国協会
十一 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会
十二 地方職員共済組合
十三 公立学校共済組合
十四 警察共済組合
十五 地方公務員災害補償基金
十六 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧本州四国連絡橋公団
十七 預金保険機構
十八 沖縄振興開発金融公庫
十九 旧総合研究開発機構

- 二十 農水産業協同組合貯金保険機構
- 二十一 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団及び中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団
- 二十二 日本下水道事業団
- 二十三 全国市町村職員共済組合連合会
- 二十四 地方公務員共済組合連合会
- 二十五 国家公務員共済組合連合会
- 二十六 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 二十七 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律附則第二条の規定により独立行政法人情報通信研究機構となつた旧独立行政法人通信総合研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構
- 二十八 日本私立学校振興・共済事業団
- 二十九 旧国際協力銀行
- 三十 旧国民生活金融公庫
- 三十一 年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金
- 三十二 銀行等保有株式取得機構
- 三十三 郵政民営化法第百六十六条第一項の規定により解散した旧日本郵政公社
- 三十四 国立大学法人
- 三十五 大学共同利用機関法人
- 三十六 平成十七年国立大学法人法改正法附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人富山医科大学及び旧国立大学法人高岡短期大学
- 三十七 平成十七年国立大学法人法改正法附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人筑波技術短期大学
- 三十八 平成十八年独立行政法人国際教科文機関法整備法第三条の規定による改正前の独立行政法人国際教科文機関法（平成十一年法律第一百六十七号）第二条の独立行政法人国際オリンピック記念青少年総合センター
- 三十九 平成十八年独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第一百九十二号）第三条の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法及びに平成十八年独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第一百六十七号）第二条の独立行政法人国際オリンピック記念青少年総合センター
- 四十 平成十八年独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第一百九十二号）第三条の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法及びに平成十八年独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第一百六十七号）第二条の独立行政法人国際オリンピック記念青少年総合センター
- 四十一 平成十八年独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第一百九十二号）第三条の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法及びに平成十八年独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第一百六十七号）第二条の独立行政法人国際オリンピック記念青少年総合センター
- 四十二 放送大学学園（旧メディア教育開発センターを含む。）

四十三 農林水産消費技術センター法等改正法第一条の規定による改正前の独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）第二条の独立行政法人農林水産消費技術センター及び農林水産消費技術センター法等改正法附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人肥飼料検査所

四十四 旧林木育種センター

四十五 旧大阪外国语大学

四十六 地方公共団体金融機関（旧地方公営企業等金融機関法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫及び旧地方公営企業等金融機関法第一条の地方公営企業等金融機関を含む。）

四十七 旧緑資源機構

四十八 旧独立行政法人通関情報処理センター

四十九 全国健康保険協会

五十 旧国立国語研究所

五十一 日本年金機構

○ 漁船損害等補償法（昭和二十七年三月三十一日）（法律第二十八号）（抄）

（設立の目的）

第一百二十七条 組合は、漁船保険事業等の健全な発達を図るとともに普通保険再保険事業等を行うことを目的として、漁船保険中央会を設立することができる。

（中央会の数）

第一百二十八条 漁船保険中央会（以下「中央会」という。）は、全国を通じて一箇とする。

○ 商工会議所法（昭和二十八年八月一日）（法律第百四十三号）（抄）

（法律の目的）

第一条 この法律は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与するために、商工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営について定めることを目的とする。

(人格及び住所)

第二条 商工会議所又は日本商工会議所（以下この章及び第五章において「商工会議所等」という。）は、法人とする。

2 商工会議所等の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第三条 商工会議所等は、その名称中に商工会議所又は日本商工会議所の文字を用いなければならない。

2 商工会議所等でないものは、その名称中に商工会議所等であることを示す文字又は商工会議所等と誤認させるような文字を用いてはならない。
但し、特別の必要がある場合において、経済産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

○ 土地改良法（昭和二十四年六月六日）（法律第百九十五号）

(目的)

第一百十一条の二 土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）は、土地改良事業を行う者（国、都道府県及び第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者を除く。以下この章において同じ。）の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。

(法人格)

第一百十一条の三 連合会は、法人とする。

(原則)

第一百十一条の四 連合会は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 会員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 会員の議決権が平等であること。

(種類)

第一百十一条の五 連合会は、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）及び全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）とする。

(名称)

第一百十一条の六 連合会は、その名称中に土地改良事業団体連合会という文字を用いなければならない。

2 連合会でない者は、その名称中に土地改良事業団体連合会という文字を用いてはならない。

○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年六月一日）（法律第百八十一号）（抄）

(種類)

第七十条 中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）は、都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」という。）及び全国中小企業団体中央会（以下「全国中央会」という。）とする。

(人格及び住所)

第七十一条 中央会は、法人とする。

2 中央会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第七十二条 中央会は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

- 一 都道府県中央会にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する中小企業団体中央会
- 二 全国中央会にあつては、全国中小企業団体中央会

2 中央会以外の者は、その名称中に、都道府県中央会又は全国中央会であることを示す文字を用いてはならない。

(数)

第七十三条 都道府県中央会は、都道府県ごとに一個とし、その地区は、都道府県の区域による。

2 全国中央会は、全国を通じて一個とする。

○ 商工会法（昭和三十五年五月二十日）（法律第八十九号）（抄）

(目的)

第五十五条の二 商工会連合会（以下「連合会」という。）は、商工会の健全な発達を図り、もつて商工業の振興に寄与することを目的とする。

(種類)

第五十五条の三 連合会は、都道府県商工会連合会（以下「都道府県連合会」という。）及び全国商工会連合会（以下「全国連合会」という。）とする。

(人格)

第五十五条の四 連合会は、法人とする。

(名称)

第五十五条の五 連合会は、次の名称を用いなければならない。

- 一 都道府県連合会にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する商工会連合会
- 二 全国連合会にあつては、全国商工会連合会

2 連合会でない者は、商工会連合会という名称を用いてはならない。

(数)

第五十五条の六 都道府県連合会は、都道府県ごとに一個とし、その地区は、都道府県の区域による。

2 全国連合会は、全国を通じて一個とする。

○ 消防法（昭和二十三年七月二十四日）（法律第百八十六号）（抄）

第十六条の十一 危険物保安技術協会（以下この章において「協会」という。）は、法人とする。

第十六条の十二 協会は、一を限り、設立されるものとする。

第十六条の十三 協会は、その名称中に危険物保安技術協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に危険物保安技術協会という文字を用いてはならない。

○ 高圧ガス保安法（昭和二十六年六月七日）（法律第二百四号）（抄）

（目的）

第五十九条の二 協会は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの保安に関する調査、研究及び指導、高圧ガスの保安に関する検査等の業務を行うことを目的とする。

（法人格）

第五十九条の三 協会は、法人とする。

（名称の使用制限）

第五十九条の七 協会でない者は、高圧ガス保安協会という名称を用いてはならない。

（人格）

○ 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年五月二十一日）（法律第百七号）（抄）

（名称の使用制限）

第十五条 消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

（人格）

第十九条 基金でない者は、消防団員等公務災害補償等共済基金という名称を用いてはならない。

○ 漁業災害補償法（昭和三十九年七月八日）（法律第百五十八号）（抄）

（漁業共済団体の目的）

第四条 漁業共済組合及び漁業共済組合連合会（以下「漁業共済団体」と総称する。）は、中小漁業者の協同組織を基盤とする系統団体として、その協同組織を構成する中小漁業者のために、漁業共済事業又は漁業再共済事業を行なうこととする。

（法人格）

第五条 漁業共済団体は、法人とする。

(名称)

- 第六条 漁業共済団体は、その名称中に漁業共済組合又は漁業共済組合連合会という文字を用いなければならぬ。
2 漁業共済団体でない者は、その名称中に漁業共済組合又は漁業共済組合連合会という文字を用いてはならない。

(地区)

- 第七条 漁業共済組合（以下「組合」という。）の地区は、一又は二以上の都道府県の区域による。
2 漁業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の地区は、全国の区域による。

○ 道路運送車両法（昭和二十六年六月一日）（法律第百八十五号）（抄）

(目的)

第七十六条の二 軽自動車検査協会は、軽自動車の安全性を確保し、及び軽自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため軽自動車の検査事務を行い、併せてこれに関連する事務を行うことを目的とする。

(法人格)

第七十六条の三 軽自動車検査協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

(数)

第七十六条の四 協会は、一を限り、設立されるものとする。

○ 船舶安全法（昭和八年三月十五日）（法律第十一号）（抄）

(目的)

第二十五条の二 小型船舶検査機構は、小型船舶検査事務等を行うことにより、小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に資することを目的とする。

2 小型船舶検査機構は、前項に規定するもののほか、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染等防止法」という。）に基づき、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行うことを目的とする。

3 小型船舶検査機構は、前二項に規定するもののほか、小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号。以下「小型船舶登録法」という。）に基づき、登録測度事務を行うことを目的とする。

（法人格）

第二十五条の三 小型船舶検査機構（以下「機構」という。）は、法人とする。

（数）

第二十五条の四 機構は、一を限り、設立されるものとする。

○ 自動車安全運転センター法（昭和五十年七月十日）（法律第五十七号）（抄）

（目的）

第一条 自動車安全運転センターは、自動車の運転に関する研修及び運転免許を受けていない者に対する交通の安全に関する研修の実施、運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経験に係る資料及び交通事故に関する資料の提供並びに交通事故等に関する調査研究を行うことにより、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資することを目的とする。

（法人格）

第三条 自動車安全運転センター（以下「センター」という。）は、法人とする。

（数）

第四条 センターは、一を限り、設立されるものとする。

（名称）

第六条 センターは、その名称中に自動車安全運転センターという文字を用いなければならない。

2 センターでない者は、その名称中に自動車安全運転センターという文字を用いてはならない。

○ 関西国際空港株式会社法（昭和五十九年六月三十日）（法律第五十三号）（抄）

（会社の目的）

第一条 関西国際空港株式会社は、航空輸送の円滑化を図り、もつて航空の総合的な発達に資するため、関西国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等を目的とする株式会社とする。

（商号の使用制限）

第五条 会社以外の者は、その商号中に関西国際空港株式会社という文字を使用してはならない。

○ 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年十二月二十五日）（法律第八十五号）（抄）

（目的）

第一条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。

2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は、地域電気通信事業を經營することを目的とする株式会社とする。

（商号の使用制限）

第八条 会社又は地域会社でない者は、その商号中に日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社という文字を用いてはならない。

○ 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年十二月四日）（法律第八十八号）（抄）

（会社の目的及び事業）

第一条 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）は、旅客鉄道事業及びこれに附帯する事業を經營することを目的とする株式会社とする。

2 日本貨物鉄道株式会社（以下「貨物会社」という。）は、貨物鉄道事業及びこれに附帯する事業を經營することを目的とする株式会社とする。

3 旅客会社及び貨物会社（以下「会社」という。）は、それぞれ第一項又は前項の事業を営むほか、国土交通大臣の認可を受けて、自動車運送事業その他の事業を営むことができる。この場合において、国土交通大臣は、会社が当該事業を営むことにより第一項又は前項の事業の適切かつ健全な運営に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

（商号の使用制限）

第二条 会社でない者は、その商号中に、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社又は日本貨物鉄道株式会社という文字を使用してはならない。

○ 日本銀行法（平成九年六月十八日）（法律第八十九号）（抄）

（法人格）

第六条 日本銀行は、法人とする。

（名称の使用制限）

第十三条 日本銀行でない者は、日本銀行という名称を用いてはならない。

○ 弁理士法（平成十二年四月二十六日）（法律第四十九号）（抄）

（設立、目的及び法人格）

第五十六条 弁理士は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一個の日本弁理士会（以下この章において「弁理士会」という。）を設立しなければならない。

- 2 弁理士会は、弁理士の使命及び職責にかんがみ、弁理士の品位を保持し、弁理士の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。
- 3 弁理士会は、法人とする。

（名称の使用制限）

第七十六条 弁理士又は特許業務法人でない者は、弁理士若しくは特許事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

- 2 特許業務法人でない者は、特許業務法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。
- 3 日本弁理士会でない団体は、日本弁理士会又はこれに類似する名称を用いてはならない。

○ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年六月七日）（法律第百十七号）（抄）

（目的）

第三十四条 機構は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴つて生じた使用済燃料の再処理等を行つた後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分の実施等の業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的とする。

（法人格）
第三十五条 機構は、法人とする。

（名称）

第三十六条 機構は、その名称中に原子力発電環境整備機構という文字を用いなければならない。
2 機構でない者は、その名称中に原子力発電環境整備機構という文字を用いてはならない。

○ 東京地下鉄株式会社法（平成十四年十二月十八日）（法律第百八十八号）（抄）

（会社の目的及び事業）

第一条 東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）は、東京都の特別区の存する区域及びその付近の主として地下において、鉄道事業及びこれに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社とする。
2 会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業以外の事業を営むことができる。

（商号の使用制限）

第二条 会社でない者は、その商号中に東京地下鉄株式会社という文字を使用してはならない。

○ 日本環境安全事業株式会社法（平成十五年五月十六日）（法律第四十四号）（抄）

（会社の目的及び事業）

第一条 日本環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業及び環境の保全に関する情報又は技術的知識を提供する事業並びにこれらに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

2 会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業の遂行に支障のない範囲内において、環境大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を営むことができる。

(商号の使用制限)

第二条 会社でない者は、その商号中に日本環境安全事業株式会社という文字を使用してはならない。

○ 成田国際空港株式会社法（平成十五年七月十八日）（法律第二百二十四号）（抄）

(会社の目的)

第一条 成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等により、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的とする株式会社とする。

(商号の使用制限)

第四条 会社以外の者は、その商号中に成田国際空港株式会社という文字を使用してはならない。

○ 高速道路株式会社法（平成十六年六月九日）（法律第九十九号）（抄）

(会社の目的)

第一条 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

(商号の使用制限)

第四条 会社でない者は、その商号中に、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社という文字を使用してはならない。

○ 日本アルコール産業株式会社法（平成十七年四月二十日）（法律第三十二号）（抄）

（会社の目的及び事業）

第一条 日本アルコール産業株式会社（以下「会社」という。）は、アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第二条第一項に規定するアルコールの製造に関する事業及びこれに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社とする。
2 会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業の遂行に支障のない範囲内において、経済産業大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を営むことができる。

（商号の使用制限）

第二条 会社でない者は、その商号中に日本アルコール産業株式会社という文字を使用してはならない。

○ 日本郵政株式会社法（平成十七年十月二十一日）（法律第九十八号）（抄）

（会社の目的）

第一条 日本郵政株式会社（以下「会社」という。）は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、これらの株式会社の経営管理を行うこと並びにこれらの株式会社の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とする。

（商号の使用制限）

第三条 会社でない者は、その商号中に日本郵政株式会社という文字を使用してはならない。

○ 郵便事業株式会社法（平成十七年十月二十一日）（法律第九十九号）（抄）

（会社の目的）

第一条 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むことを目的とする株式会社とする。

（商号の使用制限）

第二条 会社でない者は、その商号中に郵便事業株式会社という文字を使用してはならない。

○ 郵便局株式会社法（平成十七年十月二十一日）（法律第百号）（抄）

（会社の目的）

第一条 郵便局株式会社（以下「会社」という。）は、郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。

（商号の使用制限）

第三条 会社でない者は、その商号中に郵便局株式会社という文字を使用してはならない。

○ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年五月二十五日）（法律第五十七号）（抄）

（目的）

第一条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

（名称の使用制限等）

第五条 公庫でない者は、その名称中に日本政策金融公庫という文字を用いてはならない。

2 公庫は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六条第二項の規定にかかわらず、第十三条第三項に規定する部門の名称として、国際協力銀行という名称を用いることができる。

3 公庫でない者は、国際協力銀行という名称を用いてはならない。

○ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年六月一日）（法律第七十四号）（抄）

（目的）

第一条 株式会社商工組合中央金庫（以下本則において「商工組合中央金庫」という。）は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。

（商号の使用制限）

第五条 商工組合中央金庫ではない者は、その商号中に株式会社商工組合中央金庫という文字を使用してはならない。

○ 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年六月十三日）（法律第八十五号）（抄）

（目的）

第一条 株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もつて長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

（商号の使用制限）

第二条 会社でない者は、その商号中に株式会社日本政策投資銀行という文字を使用してはならない。
2 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六条第二項の規定は、会社には適用しない。

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十一年五月三十一日）（法律第五十四号）（抄）

（会社の目的）

第六条 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「会社」という。）は、輸出入等関連業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を営むことを目的とする株式会社とする。

(商号の使用制限)

第八条 会社でない者は、その商号中に輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社という文字を使用してはならない。

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年五月一日）（法律第二百二十八号）

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第一百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人で以下「公庫等職員」という。となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十一条第二項の規定を除く。）の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下の条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第一百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者（以下この条において「継続長期組合員」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

- 一 転出の日から起算して五年を経過したとき。
- 二 引き続き公庫等職員又は特定公庫等役員として在職しなくなつたとき。
- 三 死亡したとき。

3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）その他の政令で定める場合における前二項の規定の適用については、その者は、公庫等職員又は特定公庫等役員とし

て引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

- 4 第一項の規定は、継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の公庫等に公庫等職員として転出をした場合、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の特定公庫等に特定公庫等役員として転出をした場合その他の政令で定める場合については、適用しない。
- 5 前各項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年六月三十日）（政令第二百七号）

（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）

第四十三条 法第一百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 小型船舶検査機構

二 日本消防検定協会

三 株式会社日本政策金融公庫（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第四十二条第四号の規定による廢止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本輸出入銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外経済協力基金、国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十六号）附則第二条の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫並びに株式会社日本政策金融公庫法附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行を含む。）

四 削除

五 株式会社日本政策投資銀行（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二十六条の規定による廢止前の日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本開発銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧北海道東北開発公庫並びに株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行を含む。）

六 軽自動車検査協会

七 高圧ガス保安協会

八 独立行政法人農林漁業信用基金（独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）附則第五条の規定による廢止前の農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧中央漁業信用基金、農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十九号）附則第三条

第四項の規定により解散した旧農業共済基金並びに独立行政法人農林漁業信用基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧農林漁業信用基金を含む。)

九 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系

特定産業技術研究推進機構（同法附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧農業機械化研究所を含む。）

十 独立行政法人福祉医療機構（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第六条の規定による廃止前の社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）附則第二条の規定により社会福祉・医療事業団となつた旧社会福祉事業振興会及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧医療金融公庫並びに独立行政法人福祉医療機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧社会福祉・医療事業団を含む。）

十一 企業年金連合会（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第三十九条の規定により企業年金連合会となつた旧厚生年金基金連合会を含む。）

十二 独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下「旧都市基盤整備公団法」という。）附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号。以下「旧住宅・都市整備公団法」という。）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び旧住宅・都市整備公団附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団、旧都市基盤整備公団附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団を含む。）

十三 独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号。以下この号において「旧日本体育・学校健康センター法」という。）附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校給食会、旧日本体育・学校健康センター法附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに独立行政法人日本スポーツ振興センターを含む。）

十四 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十号）附則第七条第一項の規定により解散した旧石炭鉱業合理化事業団、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号）附則第四条の規定により新エネルギー・産業技術総合開発機構となつた旧新エネルギー・総合開発機構、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）

十五 東日本高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団を含む。）

十六 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構

(農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団、森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第百三十号。以下「旧緑資源機構法」という。)附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団を含む。)

十七 独立行政法人日本原子力研究開発機構(日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十二号)附則第二条第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となつた旧日本原子力船開発事業団、日本原子力研究所法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第五十七号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律(平成十年法律第六十二号)附則第二条の規定により核燃料サイクル開発機構となつた旧動力炉・核燃料開発事業団並びに独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構を含む。)

十八 独立行政法人科学技術振興機構(新技術開発事業団法の一部を改正する法律(平成元年法律第五十二号)附則第二条の規定により新技術事業団となつた旧新技術開発事業団、独立行政法人科学技術振興機構法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号)附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団並びに独立行政法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第百五十八号)附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。)

十九 独立行政法人労働者健康福祉機構(独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成十四年法律第百七十号)附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。)

二十 独立行政法人理化学研究所(独立行政法人理化学会(平成十四年法律第百六十号)附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。)

二十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)第一条の規定による廃止前の中企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)附則第六条第一項の規定により解散した旧中小企業共済事業団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十三号)による改正前の特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)第十三条の特定不況産業信用基金、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)附則第七条第五項の規定により解散した旧特定産業信用基金、産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)附則第四条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の産業基盤信用基金、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第二十七号)による改正前の繊維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)第二十二条の繊維工業構造改善事業協会、中小企業総合事業団法附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業信用保険公庫、同法附則第六条第一項の規定により解散した旧繊維産業構造改善事業協会及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定

により解散した旧中小企業総合事業団及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団を含む。）

二十二 独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第百七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）

二十三 独立行政法人労働政策研究・研修機構（日本労働協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第三十九号）附則第二条の規定により日本労働研究機構となつた旧日本労働協会及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本労働研究機構を含む。）

二十四 独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）

二十五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十七号）による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）第一条の特定船舶製造業安定事業協会、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鐵道整備基金、日本国有鐵道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鐵道清算事業団、運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧造船業基盤整備事業協会並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団を含む。）

二十六 首都高速道路株式会社（日本道路公团等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧首都高速道路公团を含む。）

二十七 独立行政法人勤労者退職金共済機構（中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三十八号）附則第五条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成九年法律第六十八号）附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業退職金共済事業団及び同法附則第六条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合並びに中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧勤労者退職金共済機構を含む。）

二十八 独立行政法人雇用・能力開発機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団及び独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。）

二十九 年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団及び年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）

三十 独立行政法人農畜産業振興機構（独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）附則第九条の規定による廃止前の農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号。以下この号において「旧農畜産業振興事業団法」という。）附則第十五条の規定による廃止前の蚕糸砂糖類価格安定事業団法（昭和五十六年法律第四十四号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本蚕糸事業団及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧糖価安定事業団、旧農畜産業振興事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧畜産振興事業団及び旧農畜産業振興事業団法附則第七条第一項の規定により解散した旧蚕糸砂糖類価格安定事業団並びに独立行政法人農畜産業振興機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧農畜産業振興事業団及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧野菜供給安定基金を含む。）

三十一 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）

三十二 阪神高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧阪神高速道路公団を含む。）

三十三 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号。第七十五号において「旧公社法施行法」という。）第六条第一項の規定により解散した旧簡易保険福祉事業団（簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第二十八条第一項の規定により簡易保険福祉事業団となつた旧簡易保険郵便年金福祉事業団を含む。）

三十四 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石油公団及び同法附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団を含む。）

三十五 国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館

三十六 社会保障研究所の解散に関する法律（平成八年法律第四十号）第一項の規定により解散した旧社会保障研究所

三十七 独立行政法人環境再生保全機構（公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第一百十一号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団並びに独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団を含む。）

三十八 成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）

三十九 独立行政法人日本芸術文化振興会（国立劇場法の一部を改正する法律（平成二年法律第六号）附則第二条の規定により日本芸術文化振興会となつた旧国立劇場及び独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）

四十 独立行政法人空港周辺整備機構（公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構及び公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）

四十一 独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）

四十二 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団

四十三 削除

四十四 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）

四十五 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧心身障害者福祉協会を含む。）

四十六 日本私立学校振興・共済事業団（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本私学振興財団を含む。）

四十七 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）

四十八 本州四国連絡高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧本州四国連絡橋公団を含む。）

四十九 独立行政法人情報処理推進機構（情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。）

五十 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）

五一 独立行政法人海上災害防止センター（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧海上災害防止センターを含む。）

五十二 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター

五十三 独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）

五十四 独立行政法人日本万国博覽会記念機構（独立行政法人日本万国博覽会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覽会記念協会を含む。）

五十五 日本下水道事業団

五十六 独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧

国際交流基金を含む。)

五十七 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百二十一号。以下この号において「整理合理化法」という。）第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）により設立された製品安全協会（整理合理化法附則第十条に規定する時までの間ににおけるものに限る。）

五十八 独立行政法人自動車事故対策センター（独立行政法人自動車事故対策機構（独立行政法人自動車事故対策センターを含む。）により解散した旧自動車事故対策センターを含む。）

五十九 独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第二百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。）

六十 自動車安全運転センター

六十一 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第十八号）による改正前の航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第六条の航空貨物通関情報処理センター、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧通関情報処理センター及び電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人通関情報処理センターを含む。）

六十二 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構（通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十四号）による改正前の通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号）第一条の通信・放送衛星機構を含む。）

六十三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十二号）による改正前の医薬品副作用被害救済基金法（昭和五十四年法律第五十五号）第一条の医薬品副作用被害救済基金、薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十七号）による改正前の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第一条の医薬品副作用被害救済・研究振興基金及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第二百九十二号）附則第十三条第一項の規定により解散した旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を含む。）

六十四 独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）

六十五 放送大学学園法（平成十四年法律第二百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）

六十六 関西国際空港株式会社

六十七 危険物保安技術協会

六十八 消防団員等公務災害補償等共済基金

六十九 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）による改正前

の身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十条の身体障害者雇用促進協会及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第二百六十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会を含む。）

七十 中央労働災害防止協会

七十一 地方公務員災害補償基金

七十二 中央職業能力開発協会

七十三 総合研究開発機構法を廃止する法律（平成十九年法律第二百号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間ににおけるものに限る。）

七十四 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧基盤技術研究促進センター

七十五 旧公社法施行法第四十条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第二百四十四号）により設立された郵便貯金振興会（旧公社法施行法附則第六条第一項に規定する時までの間ににおけるものに限る。）

七十六 独立行政法人平和祈念事業特別基金（平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百三十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金を含む。）

七十七 社会保険診療報酬支払基金

七十八 国民年金基金連合会

七十九 日本中央競馬会

八十 預金保険機構

八十一 日本たばこ産業株式会社

八十二 日本電信電話株式会社

八十三 北海道旅客鉄道株式会社

八十四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間ににおけるこれらのものに限る。）

八十五 四国旅客鉄道株式会社

八十六 九州旅客鉄道株式会社

八十七 日本貨物鉄道株式会社

八十八 東日本電信電話株式会社

八十九 西日本電信電話株式会社

- 九十一 原子力発電環境整備機構
- 九十二 独立行政法人北方領土問題対策協会
- 九十三 独立行政法人原子力安全基盤機構
- 九十四 日本環境安全事業株式会社
- 九十五 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- 九十六 独立行政法人医薬基盤研究所
- 九十七 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
- 九十八 中日本高速道路株式会社
- 九十九 西日本高速道路株式会社
- 百 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- 百一 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
- 百二 日本司法支援センター
- 百三 独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）
- 百四 地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号。以下「旧地方公営企業等金融機構法」という。）附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫及び旧地方公営企業等金融機構法第一条の地方公営企業等金融機構を含む。）
- 百五 地方競馬全国協会
- 百六 株式会社商工組合中央金庫
- 百七 全国健康保険協会
- 百八 農水産業協同組合貯金保険機構
- 百九 株式会社産業革新機構
- 百十 株式会社企業再生支援機構
- 百十一 日本年金機構
- 2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。
- 一 削除
- 二 地方競馬全国協会
- 三 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自

転車振興会

- 四　自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会
- 五　日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団
- 六　独立行政法人日本原子力研究開発機構（独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所を含む。）
- 七　日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧首都高速道路公团
- 八　日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧阪神高速道路公团
- 九　独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公团を含む。）
- 十　地方公務員災害補償基金
- 十一　日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧本州四国連絡橋公团
- 十二　預金保険機構
- 十三　日本下水道事業団
- 十四　総合研究開発機構法を廃止する法律（以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）
- 十五　農水産業協同組合貯金保険機構
- 十六　独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構
- 十七　独立行政法人医薬品医療機器総合機構（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法附則第十三条第一項の規定により解散した旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を含む。）
- 十八　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）
- 十九　日本私立学校振興・共済事業団
- 二十　株式会社日本政策金融公庫法附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行
- 二十一　株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行
- 二十二　年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）
- 二十三　銀行等保有株式取得機構
- 二十四　独立行政法人日本万国博覧会記念機構

- 二十五 独立行政法人水資源機構
- 二十六 独立行政法人農畜産業振興機構
- 二十七 独立行政法人農業者年金基金
- 二十八 独立行政法人農林漁業信用基金
- 二十九 独立行政法人北方領土問題対策協会
- 三十 独立行政法人日本学術振興会
- 三十一 独立行政法人宇宙航空研究開発機構
- 三十二 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 三十三 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 三十四 独立行政法人福祉医療機構
- 三十五 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 三十六 独立行政法人日本貿易振興機構
- 三十七 独立行政法人国際交流基金
- 三十八 独立行政法人労働政策研究・研修機構
- 三十九 独立行政法人綠資源機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人綠資源機構
- 四十 独立行政法人科学技術振興機構
- 四十一 独立行政法人理化学研究所
- 四十二 独立行政法人自動車事故対策機構
- 四十三 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 四十四 独立行政法人理化研究所
- 四十五 独立行政法人自動車事故対策機構
- 四十六 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人通関情報処理センター
- 四十七 独立行政法人海上災害防止センター
- 四十八 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 四十九 放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園
- 五十 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
- 五十一 独立行政法人原子力安全基盤機構
- 五十二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 五十三 独立行政法人国際観光振興機構

- 五十四 独立行政法人環境再生保全機構
- 五十五 独立行政法人雇用・能力開発機構
- 五十六 独立行政法人労働者健康福祉機構
- 五十七 独立行政法人情報処理推進機構
- 五十八 独立行政法人日本学生支援機構
- 五十九 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 六十 独立行政法人海洋研究開発機構
- 六十一 独立行政法人都市再生機構
- 六十二 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- 六十三 独立行政法人医薬基盤研究所
- 六十四 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
- 六十五 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- 六十六 独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）
- 六十七 地方公共団体金融機関（旧地方公営企業等金融機関法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫及び旧地方公営企業等金融機関法第一条の地方公営企業等金融機関を含む。）
- 六十八 全国健康保険協会
- 六十九 日本年金機構

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年九月八日）（法律第百五十二号）

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第一百四十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十三条第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第一百十二条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負

担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。) の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等」と、「第百十三条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第百十三条第二項」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者(以下「継続長期組合員」という。)が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

- 1 転出の日から起算して五年を経過したとき。
- 2 引き続き公庫等職員として在職しなくなつたとき。
- 3 死亡したとき。
- 4 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合(その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。)における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

前三項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年九月八日)(政令第三百五十二号)

(継続長期組合員に係る公庫等の範囲)

第三十九条 法第一百四十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 独立行政法人水資源機構(独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第二百八十二号)附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公團を含む)、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十五号)附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公團、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第二百四十六号)附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団、同法第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団及び同法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団を含む)、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構(同法による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第二百三十号)附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公團、森林開発公團法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第二条の規定により緑資源公團となつた旧森林開発公團及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公團並びに農用地開発公團の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)附則第二条の規定により農用地整備公團となつた旧農用地開発公團を含む)、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(独立行政法

人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鐵道整備基金を含む。）、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）

二 独立行政法人科学技術振興機構（独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団並びに同法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技术事業団を含む。）、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）、独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団並びに公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第一百十一号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。）、独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。）、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石油公団及び同法附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団を含む。）、独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）及び日本下水道事業団

三 株式会社日本政策金融公庫（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企

業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行、国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十六号）附則第二条の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫並びに株式会社日本政策金融公庫法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本輸出入銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外経済協力基金を含む。）、株式会社日本政策投資銀行（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行、同法附則第十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本開發銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧北海道東北開発公庫を含む。）及び国民金融公庫法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫

四 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）、独立行政法人日本原子力研究開発機構（独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第二百五十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構並びに日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）、独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第二百六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第二百三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、日本たばこ産業株式会社、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第二百六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第六十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校安全会を含む。）、国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第二百五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）、放送大学学園法（平成十四年法律第二百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第二百五十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第二百五十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第二百五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金及び同法附則第十四条の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第二百七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第二百四十五号）附則第一条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び

石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第一百八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）、関西国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行日の前日までの間ににおけるものに限る。）、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人雇用・能力開発機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構及び同法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本消防検定協会、全国健康保険協会、日本年金機構、地方競馬全国協会、成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第七百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）及び日本環境安全事業株式会社

五 総合研究開発機構法を廃止する法律（平成十九年法律第一百号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間ににおけるものに限る。）、独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、自動車安全運転センター、預金保険機構、独立行政法人日本万国博覽会記念機構（独立行政法人日本万国博覽会記念機構法（平成十四年法律第一百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覽会記念機関を含む。）、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第一百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人空港周辺整備機構（公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第一百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第一百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、地方公務員災害補償基金、危険物保安技術協会、広域臨海環境整備センター、株式会社産業再生機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、株式会社企業再生支援機構、地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第一条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）、日本司法支援センター、株式会社産業革新機構、独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）及び独立行政法人奄美群島振興開発基金

第四十三条 前条第五号に掲げる者に係る法第一百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる給与で政令で定めるものは、その支給を受ける給与につき、一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項に規定する俸給に相当する給与として総務大臣の定める方法により算定

した金額とする。

2 国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第二条第一項第六号の項の下欄に掲げる政令で定める給与は、一般職の職員の給与に関する法律第

二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。

3 国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第二条第一項第六号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の規定に基づく特定任期付職員業績手当とする。

4 国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第二条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公團等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公團、旧首都高速道路公團、旧阪神高速道路公團及び旧本州四国連絡橋公團を含む。）、独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公團を含む。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公團並びに中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金を含む。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公團及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団を含む。）及び独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公團を含む。）

二 独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協力機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。）、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）、独立行政法人科学技術振興機構（独立行政法人科学技術振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。）、独立行政法人学校振興・共済事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、日本下水道事業団及び独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団を含む。）

三 株式会社日本政策金融公庫法附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行並びに株式会社日本政策投資銀行

四 独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含

む。）、放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人雇用・能力開発機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。）、年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）、全国健康保険協会、日本年金機構、地方競馬全国協会、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会、独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）、独立行政法人奄美群島振興開発基金及び独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興会を含む。）

五　総合研究開発機構法を廃止する法律（以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間ににおけるものに限る。）、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条

○　国家公務員法（昭和二十二年十月二十一日）（法律第二百二十号）（抄）

（他の役職員についての依頼等の規制）

第一百六条の二　職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは特定独立行政法人の役員（以下「役職員」という。）をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報を提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合

二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。）

三 官民人材交流センター（以下「センター」という。）の職員が、その職務として行う場合

3 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）をいう。

4 第二項第二号の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年十二月二十五日）（政令第三百八十九号）

（退職手当通算法人）

第二条 法第一百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 沖縄振興開発金融公庫
- 二 首都高速道路株式会社
- 三 株式会社日本政策金融公庫
- 四 株式会社日本政策投資銀行
- 五 阪神高速道路株式会社
- 六 日本消防検定協会
- 七 成田国際空港株式会社
- 八 国家公務員共済組合連合会
- 九 本州四国連絡高速道路株式会社
- 十 日本私立学校振興・共済事業団

- 十一 軽自動車検査協会
 十二 日本下水道事業団
 十三 消防団員等公務災害補償等共済基金
 十四 企業年金連合会
 十五 石炭鉱業年金基金
 十六 小型船舶検査機構
 十七 高圧ガス保安協会
 十八 自動車安全運転センター
 十九 放送大学学園
 二十 日本商工会議所
 二十一 地方職員共済組合
 二十二 警察共済組合
 二十三 中央労働災害防止協会
 二十四 地方公務員災害補償基金
 二十五 預金保険機構
 二十六 危険物保安技術協会
 二十七 中央職業能力開発協会
 二十八 地方公務員共済組合連合会
 二十九 全国市町村職員共済組合連合会
 三十 関西国際空港株式会社
 三十一 日本たばこ産業株式会社
 三十二 日本電信電話株式会社
 三十三 北海道旅客鉄道株式会社
 三十四 四国旅客鉄道株式会社
 三十五 九州旅客鉄道株式会社
 三十六 日本貨物鉄道株式会社
 三十七 社会保険診療報酬支払基金
 三十八 国民年金基金連合会
 三十九 公立学校共済組合
 四十 日本中央競馬会

四十一	東日本電信電話株式会社
四十二	西日本電信電話株式会社
四十三	原子力発電環境整備機構
四十四	国立大学法人
四十五	大学共同利用機関法人
四十六	日本環境安全事業株式会社
四十七	東日本高速道路株式会社
四十八	中日本高速道路株式会社
四十九	西日本高速道路株式会社
五十	日本郵政株式会社
五十一	日本司法支援センター
五十二	郵便事業株式会社
五十三	郵便局株式会社
五十四	株式会社商工組合中央金庫
五十五	地方競馬全国協会
五十六	農水産業協同組合貯金保険機構
五十七	銀行等保有株式取得機構
五十八	地方公共団体金融機構
五十九	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
六十	全国健康保険協会
六十一	株式会社産業革新機構
六十二	株式会社企業再生支援機構
六十三	日本年金機構